

## 4 市立函館病院医療安全に関する委員会要綱

### 【設置】

第1条 市立函館病院(以下「病院」という)における医療安全管理対策を総合的に企画・実施するため、市立函館病院医療安全管理指針(平成20年1月31日制定)に基づき、市立函館病院医療安全に関する委員会(以下「委員会」という)を設置する。

### 【所掌事務】

第2条 委員会は、医療安全管理対策の総合的責任機関として、次に掲げる事項を所掌する。

- 1 医療安全に関する委員会の開催および運営
- 2 医療安全管理マニュアルの作成
- 3 医療に係る安全確保を目的とした報告で得られた事例の発生原因、再発防止策の検討・実施後の検証および職員への周知
- 4 病院内の医療事故防止活動および医療安全管理対策の企画立案・実施及び改善
- 5 医療事故等報告の公表
- 6 その他、医療安全の確保に関する事項

### 【組織】

第3条 委員会は、病院長が指名する次に掲げる委員で組織する。

- 1 医師(委員会の委員長を務めるものとする)
- 2 医療安全管理者(委員会の副委員長を務めるものとする)
- 3 医師
- 4 看護職員
- 5 医療技術職員
- 6 事務職員
- 7 その他、医療安全管理に必要な職員

第4条 委員会に委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長は、病院長が指名する医師をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の中から病院長が指名する
- 4 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

### 【会議】

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、原則として月1回開催する。ただし、委員長が必要と認める場合は、その都度開催することができる。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、委員の半数以上をもって成立する。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の可否するところによる。
- 6 委員会は、必要があると認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求めて、意見・説明を聴き、またはその者に対し資料の提出を求めることができる。
- 7 委員長は、委員会の検討の要点をまとめた議事の概要を速やかに作成し、5年間これを保管する。
- 8 委員長は、議事の内容および活動の状況について、必要に応じ、病院長に報告し、随時職員に周知する。

#### 【部会】

第6条 委員会に以下の部会を設け、それぞれに定める事項を所掌する。

##### 1 医療事故調査委員会

- (1) 委員会は、医療安全に関する委員会等からの事故報告に基づき、委員長が原因究明の必要があると認めた医療事故について調査を行うため、病院長が指名した職員および必要に応じて、委員会が指名した外部委員により設置する。
- (2) 委員会は、その結果を報告書にまとめ、病院長に提出する。

##### 2 リスクマネージャー会議

- (1) 詳細については市立函館病院医療安全管理部門の業務指針 第 3 役割と業務 4 を参照のこと。

##### 3 医療機器安全管理委員会

- (1) 要綱については、医療機器安全管理委員会を参照のこと。

##### 4 分析担当者会議

- (1) 詳細については、医療安全管理室 医療安全管理部門 分析担当者業務指針を参照のこと。

##### 5 報告書管理体制加算対策チーム

- (1) 詳細については市立函館病院医療安全管理部門の業務指針 第 3 役割と業務 6を参照のこと。

##### 6 人工呼吸器サポートチーム(ARST)

- (1) 要綱については、人工呼吸器サポートチーム(ARST)概要を参照のこと。

#### 【秘密の保持】

第7条 委員会および各部会の委員ならびに委員会の会議に出席を求められた者は、職務上

または会議を通じ知り得た秘密を漏らしてはならない。

**【事務局および相談窓口】**

第8条 委員会の事務局は医療安全管理室とする。医療安全に関する相談窓口は、患者サポートセンター「なんでも相談窓口」とする。

**【補則】**

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

1. この要綱は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。
2. 医療安全管理委員会要綱(平成 14 年 8 月 27 日内規)は廃止する。
3. この要綱は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。
4. この要綱は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。
5. 患者安全に関する委員会要綱(平成 17 年 9 月 1 日内規)は廃止する。
6. この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
7. この要綱は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。
8. この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
9. この要綱は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
10. この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
11. この要綱は、平成 27 年 9 月 7 日から施行する。
12. この要綱は、平成 28 年 4 月 25 日から施行する。
13. この要綱は、平成 30 年 3 月 26 日から施行する。
14. この要綱は、令和 4 年 2 月 7 日から施行する。
15. この要綱は、令和 6 年 1 月 4 日から施行する。